

大蔵省臨時葉煙草取扱所建築部における

中堅建築技術者の人材確保と育成

天野 あゆみ

はじめに

本稿の目的は、妻木頼黄¹が大蔵省営繕の業務を通じて中堅建築技術者を育成し、彼らを介して地方に建築の近代化を普及した可能性について、大蔵省臨時葉煙草取扱所建築部（以下、「葉煙草」）の事例を用いて検証することである。中堅建築技術者とは「建築の近代化において、技師の基本設計に基づいて見積・仕様書等を作成し、工事監理を行う者」であり²、建築造営には不可欠な存在である。

大蔵省営繕は技師・妻木が率いる組織で、「葉煙草」、臨時税関工事部建築課、臨時煙草製造準備局建築部、大蔵省臨時建築部と発展していく。煙草の取扱いは大蔵省管轄下にあり、明治29年（1896）3月に葉煙草専売法が制定され、明治31年（1898）1月の同法施行までに葉煙草専売所という施設を短期間に全国に多数造営する必要が生じたため、大蔵省内に「葉煙草」が設置された。ということは当然、各地での営繕業務に従事できる、多数の優秀な人材が必要となったはずである。

大蔵省営繕の組織の特徴や活動実態については西山雄大・末廣香織が検討しており、人材に関しては「妻木頼黄を主軸とした明治後期の営繕組織の沿革や主要な技術者については豊富な既往研究がある」と指摘する³。このことは、換言すると「主要な技術者」以外の人物に関する研究は等閑視されていたことを示すものだろう。実際、官庁営繕経験者および工手学校卒業生以外の中堅建築技術者の人材確保とその育成については十分に検討されてきたとは言いがたい。

本稿では「葉煙草」の事例を通じて、中堅建築技術者の育成と彼らを介した地方への建築の近代化の普及について検討する。第1章では既往研究、第2章では人材構成の推移、第3章では業務記録から推測される人材育成、第4章では「葉煙草」閉鎖後の活動について述べる。

調査に用いた資料は以下のとおりである。調査対象期間は、『建築雑誌』創刊の明治20年（1887）から臨時煙草製造準備局が臨時建築部に改組となった

明治38年（1905）までとした。

①『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』⁴（大蔵省臨時葉煙草取扱所建築部、1899年、以下『建築一班』）：「葉煙草」の業績等について臨時葉煙草取扱所建築部長・目賀田種太郎が大蔵大臣伯爵松方正義に宛てて報告した文書である。

②『建築雑誌』：建築学会⁵（日本建築学会の前身）の会誌。新規入会者の氏名・所属機関もしくは住所、紹介者、および会員動静欄の経時的調査により個別の人物の経歴を把握することが可能である。

③『職員録（甲）』『職員録（乙）』：印刷局が年1回発行する官公庁の職員名簿。判任官以上（本稿では技手）の官職と氏名が掲載されている。甲は中央官庁、乙は地方官庁が対象である。

④『二十五年記念工手学校一覧』（工手学校、1913年）：工手学校（現・工学院大学）の設立趣旨・沿革・規則・職員名、卒業生名簿等が記載されている⁶。

⑤熊本県立図書館所蔵『熊本県公文類纂』所収『官吏進退原義』：官員進退の決裁に関する文書。本稿では「葉煙草」免職後に熊本県吏員として採用された者（以下、「熊本県吏員」）のうち、現存する7名の任免に関する文書および自筆履歴書を用いた。

⑥堀勇良『日本近代建築人名総覧』（中央公論新社、2021年）（以下、『人名総覧』）。人物の経歴については、特に注記のある場合を除き、筆者の調査結果とを照合した上でこれに準拠した。人名の表記もこれに従った。

漢字は原則として常用漢字に改め、合字・略字は現行の仮名文字として表記した。また、句読点を適宜補った。

一、既往研究の検討

（一）「葉煙草」に関する既往研究

「葉煙草」の業務報告書である『建築一班』については西山・末廣が詳細に論じている。それによると、『建築一班』とは葉煙草専売所を構成する事務所や収受所、倉庫などの施設群の竣工一覧や設計図面、仕様書などを収めた営繕記録であり、所属部員と各人の在籍期間の一覧も掲載されている⁷。

「葉煙草」について西山・末廣は、施設の大半は同一の形態と仕様の標準設計により木造で建設され、また、工期中は現場に督役を常駐させた上で、本部の指揮命令を伝達する監督を巡回させる二重の監理体制が敷かれたと述べている。また「葉煙草」の人材確保については以下の3点の指摘を行っている。第1に「葉煙草」発足時は日清戦争後の人材需要が高まった時期にあたり、専任の技手の確保が困

難であった。第2に専任の技手の不足を雇（柔軟な任解用が可能）で補った。第3に技手と雇の学歴（工手学校建築学科卒）に有意な差はない⁸。しかしながら、根拠としているのは主に『建築一斑』記載の各年末時点の所属人員数と工手学校卒業の有無であり、他の資料も参照した広範かつ詳細な検討によりさらに多くの知見が得られることであろう。

本稿では第2・第3の指摘について多角的に検証し、「葉煙草」における中堅建築技術者の人材確保・育成の実態の解明をはかる。

（二）中堅建築技術者に関する既往研究

他官庁の営繕部門では宮内省・文部省・通信省などの人材確保と育成に関する既往研究がある⁹。

一方、中堅建築技術者の経歴などの解明の重要性も指摘されている。磯田桂史は、中堅建築技術者の動向の解明が日本における近代建築の普及の過程を考察する上で重要であることを指摘している¹⁰。また小沢朝江は「皇居造営事務局の技術者の進退は、近世の大工から近代の建築技術者への転換過程を知る上で重要な意味を持つ」と述べており¹¹、これは中堅建築技術者全般について言えることであろう。

さらに、中堅建築技術者を育成する教育機関は東京に偏在し、かつ数が少ないことから、全国で急増する人材の需要を十分に賄いきれていなかったと筆者は推測する。従って、それ以外の方法による人材確保と育成について解明することは近代建築史研究において重要な意味を持つ。

本稿では既往研究で明らかにされていない人材採用経路やその育成について検討する。

二、「葉煙草」の人材構成の推移

本章では西山・末廣の知見を踏まえた上で、一次資料である『建築一斑』の記載を確認する。

（一）人材としての中堅建築技術者

まず、『建築一斑』の記載に基づき、「葉煙草」の人材確保に関する状況を確認する。

「第一編建築部創立及沿革」には「技術者ノ撰定ニ至リテハ、頗ル困難ヲ感シタリ。（中略）此任ニ当ルモノハ、技術上ノ智識経験ヲ要スベキハ固リナリト雖モ、心術ノ廉直ト相俟ツニアラサレハ、其任務ヲ全フスル能ハス」との記載があり、技術者の人材確保が困難であったこと、また技術のみならず人格にも優れていることも重視していたことを示している。

中堅建築技術者は主に監督・督役を担当した。監督は各現場を巡回して厳正に諸般の事項を監督し、本部からの指揮命令等を督役や請負人に伝達していた。督役は現場に常駐して、現場全体の取締、材料の確保及び品質確認、進捗管理、職人の業務管理等を行い、定期的に本部に報告書を提出していた。

監督については「各工事ノ成功上最緊要ナリシハ監督員ノ派遣ニアリ。故ニ監督員ハ最其人ヲ撰ビ之ニ最重ナル責任ヲ負ハシメ（後略）」との記載があり、人選を慎重に行ったことがわかる。

一方、督役は「督役ニ充ツヘキ技術者ノ数亦更ニ二百余名ヲ要セリ。然シテ之ヲ各所ニ配置スルモ、工事ノ難易及各人ノ技倆如何ニヨリテ、自ラ異同アリキ」との記載があり、人員は確保したものの、技術レベルは一定ではなかったと推測される。

このように、『建築一斑』には監督・督役に要求される条件は記載されているが、具体的にどのような人材を確保したかについては記載がない。しかし、履歴書の提出を義務付けていたことを示す記載があり¹²、採用や担当業務などは履歴書に基づいて決定していたと考えられる。

（二）組織の特徴

「葉煙草」の存続期間は明治29年（1896）10月10日から同32年（1899）3月31日までの約2年6ヶ月である。通算189名が在籍し、その職制は部長・事務官・技師・技手・書記・雇（兼務を含む）からなる。このうち工務を担当することが規定されているのは技師・技手である。雇は官吏ではなく、また担当業務について具体的な記載はない。他に、地方に在籍する大蔵省官吏で督役に任命された者7名の氏名と、地方官庁所属の技術者で監督・督役等に充当された者（嘱託）の人数が記載されている。組織は庶務掛と建築掛からなり、本稿では建築掛を対象とする。

建築掛は技師である妻木と矢橋賢吉¹³が率いる組織である。建築掛は設計科・製図科・調査科・監督科からなり、土地の測量、新築・修繕の設計および監督を担当する。この4科の主任技手は後年、堀勇良によって「妻木四天王」と称され、妻木の「実際本位」を支えたとされる¹⁴。

調査科主任技手・沼尻政太郎は「葉煙草」閉鎖とほぼ同時に『建築雑誌』に投稿を行っている。それによると、妻木が建築掛長として設計を担当し、矢橋が補佐した。また妻木の基本設計による一様の仕様設計に基づくもので、葉煙草の保管と運搬に対する適性を重視した、堅牢で実用的なものであった。

仕様などの変更は、原則として各地の気象条件や建材の調達などを斟酌したものに限られていた。さらに、設計を統一することにより短期間に多数の建造物の建設が可能となったとして、実績の具体的な数値を示して報告している¹⁵。

西山・末廣や沼尻が述べているように、「葉煙草」では標準設計により一定の品質をもつ建造物を効率的に作ることを可能とした¹⁶。しかしそれを実現するには人材が必要である。堀は「大蔵省営繕における現場監督の厳格さは川口直助と鎗田作造に負うところが大きい」と指摘している¹⁷。川口は監督科主任、鎗田は設計科主任である。しかし、「葉煙草」の現場は全国に183ヶ所、本部管轄の葉煙草取扱所だけでも85ヶ所あり、彼ら2名だけで厳格な現場監督を行うことが物理的に不可能であることは言うまでもない。そこで、川口・鎗田の知見を活用し、監督たり得る人材を育成したことが考えられる。大蔵省営繕や地方営繕の中長期的展望という点でも、監督の育成は急務であったのではないかと。

『建築一斑』記載の「法令及諸規則」に基づき業務フローを整理すると、建築掛のうち設計科・製図科・調査科の担当業務が工事入札より前の段階に集中しているのに対し、監督科の担当業務は入札にあたっての現地での工事説明から開始される。この業務の流れから、監督科とそれ以外では業務が集中して人員が必要となる時期が異なると考えられる。しかし技手のうち所属する科が明記されているのは主任技手4名のみであり、一般の技手は柔軟に対応したものと推定される。雇についても名簿には担当業務が明記されておらず、建築掛・庶務掛のそれぞれに配属され、業務の繁忙に応じて対応したのであろう。

このように、建築掛の中でも科によって業務が集中して人員が必要となる時期が異なると考えられる。これを念頭に、次節では人員構成の推移を詳細に検討する。

(三) 人員構成の推移と工事箇所との関係

「葉煙草」の人材確保について西山・末廣は『建築一斑』記載の各年末の人員構成を提示した上で専任の技手の不足を雇で補ったと推測している¹⁸。しかし「葉煙草」は短期間での建設を目的とした組織であり、年単位の解析では人員構成の推移を詳細に検討することはできないであろう。

そこで、『建築一斑』掲載の職員名簿に記載された各人の任用期間に基づいて月別の人員構成を算出

し、工事箇所数と比較することにより、月単位での解析を行った(図1)。

工事箇所数は明治30年(1897)3月頃から急激に増加し、6月から9月頃がピークとなり、その後、急激に減少する。法施行の明治31年(1898)1月に間に合わせるべく、工事が行われていたことが読み取れる。

一方、人員のうち技手は組織発足から徐々に増加するが、明治30年3月から明治31年2月にかけてほぼ一定となり、その後減少する。それに対し、増減が著しいのは雇、中でも特に督役のみを担当した者であり、明治30年2月頃から急増して明治30年8月から12月がピークとなり、その後は緩やかに減少する。工事箇所数よりも減少傾向に転ずるタイミングが遅いのは、西山が示しているように本工事後も井戸や渡り廊下などの付属施設の増設が続いていたためであろう¹⁹。

この結果が示すように「葉煙草」所属の中堅建築技術者の人数は、ピーク時期の若干の相違はあるものの、工事箇所の多い月に雇として任用された者、特に督役担当者が多かった。専任の技手の不足を雇で補ったとする西山・末廣の仮説を月単位でさらに明確に確認することができた。雇が技手の不足を代替補完しうるものであったか否かは第3章にて検討する。

(四) 所属員の属性

(1) 経歴との関係

既往研究から、他官庁の営繕では工手学校卒業生や実務経験者を任用していたことが明らかとなっている²⁰。本項では「葉煙草」に任用された中堅建築技術者の経歴について検討する。

162名の中堅建築技術者(建築業務以外を担当した者を含む)の経歴を調査した。結果のうち職歴を表1に示す(学歴の調査結果のデータは割愛)。経歴が判明した31名のうち工手学校卒業生は14名である他、官庁営繕経験者は25名(大蔵省4名、他官庁15名、地方官庁6名)であることが新たに明らかとなった(工手学校卒との重複4名)。

明治30年(1897)前後の他官庁営繕と比較すると、東宮御所御造営局は官庁営繕出身者²¹、文部省営繕は実務経験者²²、通信省は工手学校卒業生²³が中心である。「葉煙草」の中堅建築技術者も経歴が判明している者は官庁営繕経験者や工手学校卒業生であり、他官庁と同様であることが新たに確認できた。

しかしながら、官庁営繕経験者・工手学校卒業生以外の者が大多数を占めており、その採用ルートの解明は近代建築史の研究において極めて重要である。これについては本節第3項で検討する。

(2) 工手学校との関係

工手学校は明治20年(1887)に設立された私立の夜間専門学校で、その目的は、工部大学校やその後身の帝国大学などの出身の技師と、現場の職人たちをつなぐ「工手」の養成であった²⁴。帝国大学との関係者が設立や教育に関与しており、妻木・矢橋も教育にあっていた時期がある²⁵。また、その教育内容は当時の工部大学校造家学科(現・東京大学工学部建築学科)における建築教育を簡易化したものであった²⁶。なお建築の他、土木・造船など計8学科で設立されたが、本稿では建築学科のみを扱う。

西山・末廣は、工手学校卒業生は技手・雇の双方におり、学歴面での任用基準の差異は見出せないと述べている²⁷。

しかし筆者は、工手学校卒業の有無のみならず、実務経験も関与している可能性があると推測し、『建築雑誌』を用いて工手学校卒業生(技手6名・雇7名)の経歴調査を行い、不足箇所は『人名総覧』を参考に補った(表2)。なお、具体的な経歴が確認できない者であっても工手学校以前に建築学会入会歴のある者(磯野鉄太郎・林喜太郎)は実務経験者と判断した。

技手6名のうち磯野・林・一井九平・大久保忠親は実務経験があり、丸山常弥の前職は函工自営である。桑畑梅太郎は卒業から任用(「葉煙草」発足と同時に)までの3ヶ月間の経歴は不明である。なお神戸税関技手の大澤長次郎も実務経験がある。

雇7名のうち福元政範・桜井正経・亀田廂四郎は別科²⁸卒業である。大高精・神保芳松は在学中、佐竹貞次は別科卒業よりも前に任用されている。吉井茂三郎は実務経験がある。

この結果が示すように、実務経験がある者は技手、工手学校別科卒業生および実務経験が乏しいと推測される者(在学中や卒業直後に「葉煙草」に任用など)は雇として任用される傾向を見出すことができた。特に工手学校在学中や卒業と同時に「葉煙草」に任用された者が5名存在することは、当時の人材としての中堅建築技術者が供給不足の状態にあったことを反映していると言えよう²⁹。

以上の結果から、「葉煙草」に任用された工手学校卒業生は実務経験の有無および本科・別科の別な

どに基づいて技手・雇として任用されたと判断できる。

(3) 建築学会との関係

前述のとおり、「葉煙草」所属の中堅建築技術者の大多数は官庁営繕経験者や工手学校卒業生ではないと考えられ、その採用ルートの解明は重要である。そこで筆者は建築学会との関係に着目した。

筆者は、建築学会が明治24年(1891)以降、同学会所属の中堅建築技術者の人材斡旋を行っていたことを確認している³⁰。「葉煙草」が発足したのは明治29年(1896)のことで、建築学会が人材を斡旋した蓋然性は十分に考えられる。実際に「葉煙草」発足直前の明治29年9月発行の『建築雑誌』には「建築技手の上景気」と題する記事が掲載され、「目下陸軍省其他に大工事ある為め、建築技手の需要俄に増加し」(下線筆者)との記載がある。この「其他に大工事」が「葉煙草」の業務を指し、水面下で人材確保が進行していた可能性が推測される。

そこで、『建築雑誌』を用いて、「葉煙草」に所属していた中堅建築技術者の建築学会入会承認日・連絡先・紹介者を調査した。入会承認日と「葉煙草」の工事箇所数の関係を図2に示す。「葉煙草」所属の中堅建築技術者のうち建築学会会員は73名(組織閉鎖時点;うち再入会5名)で、建築学会入会・再入会日は「葉煙草」発足以前(以下P群、15名)・工事開始前(以下Q群、32名)・工事箇所数減少期(以下R群、26名)の3つに分かれることが明らかとなった。またこの他に、「葉煙草」任用前に除名・退会し、再入会しなかった者(以下、元会員)も3名存在する。

P群は、「葉煙草」が多数の中堅建築技術者を同時に必要とすることから、建築学会の斡旋で会員を「葉煙草」に任用した可能性が考えられる。再入会者・元会員も会員当時の連絡先を把握されていることから、建築学会が関与した可能性がある。

一方、「葉煙草」発足後に入会した者のうち入会時の住所が判明している者は、神戸税関所属の1名以外は全て、東京市在住であった。このことから、「葉煙草」は東京市在住の中堅建築技術者を中心に任用したと推定される。だが「葉煙草」任用を機に東京に転居した可能性も考え得るため、「熊本県吏員」の自筆履歴書を用いて確認したところ、記載のある4名のうち3名は「葉煙草」任用直前も東京に勤務していた³¹。したがって、「葉煙草」に任用された中堅建築技術者の多くはその時点で東京市在住で

あった。換言すると、東京市在住の中堅建築技術者を中心に人材を確保したと考えてよいだろう。

以上の結果から、「葉煙草」の人材確保は官庁営繕経験者・工手学校卒業生の他、建築学会会員と東京市在住の中堅建築技術者を中心に行われた可能性が示唆された。任用後に建築学会に入会した者（Q群・R群）の詳細は第3章で検討する。

（五）小括

『建築一班』には人材確保に関する具体的な記載はないが、その一端を明らかにすることができた。

任用されていた中堅建築技術者の人数は期間によって異なり、工事箇所が多い月に雇として任用された者（特に督役担当）が多いことが具体的に明らかとなった。

任用された中堅建築技術者の一部は他官庁と同様に官庁営繕経験者や工手学校卒業生であることが確認できた。また工手学校卒業生の職位は、実務経験の有無および本科・別科によって異なることが新たに明らかとなった。

大多数を占める官庁営繕経験者や工手学校卒業生以外の者は、建築学会会員および東京市在住者を中心に人材確保を行ったと推測できる。このことは他の官庁営繕でも同様に人材確保を行った可能性を示唆しており、今後の研究の進展が期待される。

三、業務記録から推測される人材育成

（一）監督

前述のとおり、「葉煙草」の建設業務の推進において監督は重要である。本節では、工手学校卒業の有無の影響を踏まえた上で、監督の育成について考察する。

（1）工手学校卒業生

工手学校卒業生で監督を担当した者は4名であり、以下にその概要を示す。

一井（実務経験者）は監督・督役の双方を担当しており、監督と督役で出張期間と出張エリアが重複している。さらに、監督として出張した時の各葉煙草取扱所の工程に着目すると、定期巡回の他、請負契約前・竣工後、また仕様変更・工期延長への対応と推定される出張もある。後述する桑畑の事例とは異なり、工手学校卒業後の複数の民間企業での実務経験が「葉煙草」で活用されていると推測される。

大久保（官庁営繕経験者、工手学校建築・土木学科卒）も監督・督役の双方を担当している。監督としての出張期間は明治31年（1898）6月に集中し

ており、督役としては3ヶ月間出張しているのみである。監督としての出張はいずれも妻木に同行しており、工程と比較すると竣工検査・官房引渡後のチェックを行ったと推定される。また、監督・督役の期間は短いことから、主に出張を伴わない業務を担当していたと推定される。この大久保の事例から、監督・督役以外にも、工手学校卒業生の知識・技術を必要とする業務が存在したことがわかる。

桑畑は工手学校卒業から「葉煙草」任用（発足と同時）までは3ヶ月であり、その間の実務経験の有無は不明である。監督・督役の双方を担当しているが、督役を約4ヶ月経験した後に監督を4ヶ月間担当、その直後に免職となり丸三麦酒建築場（妻木設計）に移っている。監督としての出張期間は定期巡回・竣工後と推定され、仕様変更・工期延長などの判断を要すると推測されるタイミングでは担当していない。このように、桑畑は督役を経験した後に難易度の若干低いタイミングで監督を担当し、その後、妻木が設計する他の現場に移っていることから、何らかの理由があって短期間で育成されていたと推定される。

丸山は監督としての出張は1回のみである。前職が図工自営であることから、監督を担当していた他の3名とは異なり、製図・設計を主に担当していたと考えられる³²。

以上のとおり、工手学校卒業生は、実務経験の有無やその内容などに応じて監督としての役割が異なっていた。

（2）工手学校非卒業生

工手学校非卒業生で監督を担当した者の出張状況と経歴を調査した³³。

その結果、経歴未詳の者が実務経験者等と同一ペアで出張している事例が8組あることが明らかとなった（表3）。うち2組（田島傳と藤井平次郎：9回；熊澤春次郎と野村元道：6回）について見ると、田島は内務省土木局³⁴、熊澤は日本建築合資会社で実務経験がある。藤井・野村の前職は不明だが、両名とも督役を経て監督を務めている。また藤井は後に臨時煙草製造準備局・臨時建築部の技手となっている。このことから、技手（田島・熊澤）が雇（藤井・野村）を技術者としてマンツーマン指導していたと推定される。また1組（中村速一・流石寅次郎）は両者とも技手であり、別の意図があると考えられる。

さらに、技師や主任技手と同行している事例も7件見られた（データは示さず）。ここでは川口

(監督科主任)・鎗田(設計科主任)と同行している3名の事例を取り上げて検討する。川口と同行している鈴木豊蔵は「熊本県吏員」を経て台湾総督府技手を務めている。同じく川口と同行している山下静一の経歴は確認できなかったが、「葉煙草」在職中に妻木の紹介で建築学会に入会していることから技術者と判断した。鎗田と同行している久保市兵衛は、工部十等技手(総務局営繕課)の経歴があり、後に静岡県内務部第二課³⁵に在籍した。鈴木・山下・久保は川口・鎗田に同行して専門性の高い指導を受け、その後の経歴につながっていったと考えられる。このように、大蔵省営繕の厳格な監督の中心とされる川口・鎗田が自らの知見を活用して人材を育成した可能性が、出張状況から確認できた。

また、督役・監督の両方を担当している者(19名)は、督役が先(5名)もしくは同時並行(14名)で、監督が先の事例は見られなかった(データは示さず)。このことから、監督になるには督役の経験もしくは同等以上の知識・経験を要すると推定される。

ここで、中村・流石のペアについて述べる。彼らは両名とも技手であり、かつ監督として46回、同行出張している。中村は東京工業学校附設工業教員養成所木工科(以下、「工業教員養成所」)卒業と同時に「葉煙草」に任用され、免職後に広島県職工学校訓導となり、後に地方の工業学校の校長・教員を歴任している。一方、流石の前職は筆者の調査では解明できなかったが、後に臨時煙草製造準備局・大蔵省臨時建築部の技手となっていることから実務経験者であろう。当時、「工業教員養成所」卒業生は現場に任用される者が多く³⁶、実際に地方での教育に携わった者は少なかったと考えられる。この状況を改善するため、中村に流石と共に監督を担当することを通じて実地教育を行った上で、教員として送り出したのではないか。「葉煙草」が、中堅建築技術者を養成する教育機関の教員の育成までも視野に入れていた可能性がある事例として重要である。

以上のとおり、工手学校卒業生と非卒業生で、監督としての業務や育成方法が異なることが明らかとなった。工手学校卒業生は実務経験に基づいて業務を担当していた。非卒業生が監督となるには督役と同等以上の経験・知識を必要とし、実務経験者や主任技手との同行により実地教育を受けた可能性が業務記録から示唆された。さらには地方の建築教育機関の教員候補者の育成と見られる事例もあった。

(二) 督役

「葉煙草」の建築現場に常駐して、実際に作業を行う請負人・職人を指揮したのが督役である。本節では督役の育成について検討する。

督役を担当した人物の育成について検討するにあたり、工手学校出身でない者の経歴を把握しておく必要があるだろう。督役のうち「熊本県吏員」7名の自筆履歴書が現存しており、これを用いて経歴について検討することが可能である(表4)。

前職を見ると、大久保慶二郎および吉田長吉は裁判所、大森順介は閑院宮邸、村上藤助は宮内省内匠寮、檜原信次郎は長崎税関であり、後藤政二郎以外は官庁営繕に雇用されていたことがわかる。学習歴を見ると、記載のある者5名が大工修業をしており、うち大森は大工修業の後、業務の傍ら工手学校傍聴生として学んでいる³⁷。

彼らの経歴から、督役を担当した人物の中には大工修業の後に官庁営繕の現場を経験した者が存在することが明らかとなった。「葉煙草」任用の際には履歴書の記載に基づき、経験してきた現場やそこの担当職務(監督・督役・製図係など)によって、採否や担当職務などが決定されたのであろう。

督役を担当した者の出張状況を精査した結果(データは示さず)、85ヶ所の現場のうち71ヶ所は工手学校非卒業生のみで担当していた。また、工手学校卒業生や実務経験者などによる指導を推測させる事例は、後述する一例を除き見られなかった。

督役を担当した者の経歴と出張状況から、「葉煙草」では、任用時点で既に督役を担当できる水準の知識・技術を有する者を履歴書に基づいて採用したものと考えられる。

ここで、例外的ともいえる後藤について検討する。後藤は大工修業の出身で、かつ請負人からの依頼による現場監督の経験が豊富である。また、「葉煙草」および「熊本県吏員」の後、千葉県技手として千葉県内の建築の近代化に寄与した³⁸。後藤は3名の工手学校卒業生と共に2ヶ所の督役を同時並行で担当しており、他の督役とは出張状況が異なる。全工程を共に担当した林・大高は工手学校在学中に「葉煙草」に任用され(前掲表2)、特に大高は実務経験に乏しいと考えられる。そこで、後藤に対して林・大高が官庁営繕の中堅建築技術者に求められる技術を教育し、また後藤は林・大高に請負人や大工などと仕事を進める上でのノウハウなどを伝えたものと推測する。特に大高は工手学校の土木学科も卒業しており、その知識・技術の伝達は重要であったと考えられる。後藤の「葉煙草」任用時点でどの

程度の長期的展望を描いていたかは不明であるが、一つの事例として重要である。なお後藤が選抜教育の対象となったのは、請負での官庁営繕の経験が豊富であり、かつ官庁に直接雇用されていないことから、大蔵省営繕として独自の育成を行う上で好適だったためと推測される。

以上のとおり、現場の大半が工手学校非卒業生のみで督役を担当していること、またマンツーマン指導と推測される事例が見られなかったこと、及び「熊本県吏員」の経歴から、「葉煙草」は任用時点で督役を担当しうる知識・技術を有する者を採用したと考えられる。なお、地方の中堅建築技術者として特別に育成されたと見られる事例があった。

(三) 人材育成と建築学会入会

前掲(図2)のとおり中堅建築技術者のうち「葉煙草」発足後に准員として建築学会に新規入会・再入会した者は58名であり、その時期は工事開始前(Q群、32名)・工事箇所数減少期(R群、26名)に分けられる。建築学会入会の際の紹介者は所属が「葉煙草」でない1名以外は妻木である³⁹。

雇は123名のうち工事箇所への出張業務担当者は86名、うち建築学会に新規入会した者は29名であり、入会にあたり何らかの選別基準があったと考えられる。

まず、「熊本県吏員」4名の事例を示す(図3)。いずれも工事箇所への出張業務終了後に、賞与や昇進とはほぼ同時期に建築学会に入会していることがわかる。

Q群とR群は、入会が工事期間の前と後であることから、建築学会入会にあたっての紹介理由が異なるものと推測される。Q群は任用時点で技術を妻木らが把握しており、建築学会会員に相応しいと判断して入会の際に紹介したと考えられる。一方R群は「熊本県吏員」の事例が示すように、出張業務終了後に実績を評価し、一定水準の技術を有すると判断された者のみが妻木の紹介で建築学会に入会したと考えられる。

さらに、建築学会入会者の比率は技手と雇で異なる(「葉煙草」閉鎖時点で技手94%、雇37%)。このことは、技手と雇で技術が建築学会准員に相応しいレベルに達している者の比率が異なることを意味するといえよう。前掲のとおり西山・末廣は専任の技手の不足を雇で補ったと推測しているが⁴⁰、建築学会入会を指標として見る限り、雇は技手の不足を完全に補うことができる存在ではなかったと推定される。

ここで、建築学会入会の意味についてふれておきたい。建築士などの資格制度がない時代において、建築学会准員となって職の斡旋を受けられることは、身分や収入の安定を意味し、かつ中堅建築技術者としての技量を客観的に証明する手段であったと筆者は考える。「葉煙草」での業務を通じて最先端の知識・技術を身につけ、それが「妻木の紹介による建築学会への入会」という形で評価されるならば、それは彼らにとって大きなモチベーションになったであろう。

以上のとおり、「葉煙草」任用後に建築学会に入会した者は2つのグループに分類することができ、特に出張業務終了後に入会した者は、「妻木による技術の保証」の意味合いがあった。

(四) 小括

『建築一班』には人材育成に関する具体的な記載はない。しかしながら、出張記録を丹念に分析することにより、以下のことが明らかとなった。

監督のうち工手学校卒業生は、実務経験の有無などに応じて監督としての役割が異なっていたと考えられる。工手学校非卒業生は実務経験者によるマンツーマン指導により育成され、中には主任技手によって専門性の高い指導を受けた者もいたと考えられる。また監督になるには督役と同等以上の知識・経験を有することを前提としたと推測される。

督役は、担当した者の経歴および出張状況から、任用時点で既に担当し得る技術・知識を有する者を採用したと考えられる。

他に、地方の建築教育機関の教員や中堅建築技術者の育成を意図したと見られる事例もあった。

さらに、業績に対する評価の一環として、一定水準の技術を有する者は建築学会入会の際に妻木が紹介したと考えられる。建築学会入会は安定して職を得られることを、また紹介者が妻木であるということは妻木が技術を保証したことを意味する。

このように、「葉煙草」における中堅建築技術者の人材育成は、その将来も視野に入れたものであった。これについて次章で具体的に検討する。

四、「葉煙草」閉鎖後の活動

(一) 組織閉鎖後の所属先

「葉煙草」閉鎖の年である明治32年(1899)末時点の所属先が判明している者(52名)の所属先を表5に、地方営繕所属者(28名)の内訳を表6に示す。官庁営繕は中央官庁16名(うち大蔵省11名)、地方営繕28名(うち熊本県9名)であった。

中央官庁のうち2名は通信省、1名は裁判所建築場である。大蔵省以外の官庁営繕でも、司法省営繕（裁判所・刑務所）は人事面では内務省技師としての妻木の影響下にあったと堀は指摘している⁴¹。地方官庁では熊本県が特に多い。これについては次節で検討する。また、日本勧業銀行・正金銀行（いずれも妻木設計）には、各々技手1名と雇2名が等しく所属しており、妻木の関与が推測される。

このように、「葉煙草」閉鎖直後の中堅建築技術者の所属先は、妻木が影響力を持つ官庁営繕・現場に集中していることがわかる。

堀は、内務技師妻木は立場上、大蔵省営繕に府県技師や府県の営繕技術者を動員できたと指摘している⁴²。逆の見方をすれば、妻木には「葉煙草」の中堅建築技術者を地方に異動させる権限もあったと考えられる。それが、「葉煙草」閉鎖直後の所属先に反映されていると言えよう。

（二）熊本県と矢橋賢吉との関係

熊本県所属となった者（「熊本県吏員」）の所属部署は内務部第二課臨時建築係であり、これは県立熊本病院と中学校済々黌の建設を目的とする部署である⁴³。熊本県はこの県立熊本病院と中学校済々黌の設計を矢橋に依頼している。これについて磯田は、当時の大浦兼武熊本県知事が旧知の妻木に依頼し、妻木が矢橋を推薦したと推測している⁴⁴。また磯田は、熊本県臨時建築係に採用された15名の中堅建築技術者のうち9名が「葉煙草」に勤務歴があり、その一部の者は熊本県への採用を矢橋が仲介していたことを指摘している。その上で、「葉煙草」が集めた多数の中堅建築技術者の次の職場という課題を矢橋が担当したと推測しているが⁴⁵、根拠は明示していない。

また前掲のとおり、筆者は「熊本県吏員」の一人である後藤の経歴を解明した。後藤は矢橋が設計する県立熊本病院、日本赤十字社千葉支社、千葉県庁舎の監督を担当した。千葉県庁舎（設計も担当）竣工後は矢橋と共に業務を担当することはなくなり、その後は千葉県技手として県内の多くの公共建築の設計・監督に携わった。このことから、後藤は矢橋によって地方営繕の中堅建築技術者として育成されたと結論づけた⁴⁶。

「熊本県吏員」9名は全員が建築学会会員である。前章で指摘したとおり建築学会入会が一定水準の技術を保証するものであるとすると、彼らはその中からさらに選ばれた可能性がある。そして矢橋が設計する現場での実務を通じて技術の向上をはか

り、中には後藤のように地方営繕の中堅建築技術者として地方への建築の近代化を普及した者もいたと考えられる。

他の人物の事例について検討することにより、大蔵省営繕によって育成された中堅建築技術者が地方に建築の近代化を普及した可能性について、さらに具体的に解明することができるであろう。

（三）小括

組織閉鎖直後の所属先の調査結果から、妻木が影響力を持つ官庁営繕・現場に異動した者が多いことが明らかとなった。内務省技師でもある妻木が、自らが率いる「葉煙草」で育成した中堅建築技術者を配置することで、人材不足解消のみならず地方営繕への建築の近代化の普及を図ったと筆者は推測する。「熊本県吏員」やその一人である後藤も、その一例として位置づけられる。

今後、調査対象・期間を拡大して検討を進め、大蔵省営繕と地方営繕の関係の詳細な解明を図る。

おわりに

本稿では、従来あまり分析の対象とされてこなかった中堅建築技術者の実態について、「葉煙草」の事例を用いて検討してきた。

技手と雇の差異は実務経験と工手学校の本科・別科の違いによるものであり、完全に代替し得るものではないことを明らかにした。さらに、工手学校卒業生でない者が雇として任用されるためには、実務経験および督役を担当し得る高い水準の知識や技術が要求されることを見出した。

一方、「葉煙草」では中堅建築技術者の技術や業績に対する評価の一環として、一定水準に達した者のみを建築学会入会の際に妻木が紹介した。これは妻木が技術を保証し、かつ「葉煙草」閉鎖後も安定して職を得られることを意味する。

以上見てきたように、妻木が「葉煙草」の業務を通じて中堅建築技術者を育成し、彼らを介して地方に建築の近代化を普及した可能性の一端を明らかにすることができた⁴⁷。中堅建築技術者の教育制度が未発達な時代にあつて、「葉煙草」は直接的・間接的に建築の近代化における教育機関の役割を果たしたと言ってよいだろう。

今後、「葉煙草」を含めた大蔵省営繕と地方営繕の関係についてさらに対象を広げて検証する。

付記：本論文は2021年度京都芸術大学大学院修士論文に加筆修正したものである。

¹ 藤森照信『日本の近代建築（上）』岩波書店、1993年、pp. 235-248によれば、妻木は日本人建築家第一世代の一人で、工部大学校（現・東京大学工学部建築学科）中退後に米国のコーネル大学で建築を学んだ。内務省関係の各府県庁舎や監獄、大蔵省の税関・専売関係を手掛け、明治32年（1899）には内務・大蔵両省の技師を兼ねるようになった。

² 初田亨『職人たちの西洋建築』講談社選書メチエ、1997年、pp. 199-213によれば、技師が行うことができたのは基本設計までで、見積りや仕様書の作成、工事監理は中堅建築技術者が行っていた。これに基づいて本稿における中堅建築技術者の定義付けを行った。中堅建築技術者は大工・棟梁出身者と工手学校（現・工学院大学建築学部）などの建築教育機関の卒業生に大別される。

³ 西山雄大・末廣香織「明治後期の煙草と塩の専売制導入時の施設計画に関する研究～大蔵省営繕組織の体制と工事運営管理の手法に着目して～」『日本建築学会計画系論文集』87巻794号、2022年4月、pp. 761-772。

⁴ 『建築一班』では「はん」は班と班が混用されているが、西山・末廣前掲論文（3）に従い「班」とした。

⁵ 建築学会は設立当初の名称は「造家学会」であり、1897年7月1日付で「建築学会」に改称したが、本稿では「建築学会」に統一した。

⁶ 工手学校建築学科は設立当初の名称は「造家学科」であったが、『二十五年記念工手学校一覧』の記載に従い「建築学科」に統一した。

⁷ 西山・末廣前掲論文（3）

⁸ 西山・末廣前掲論文（3）

⁹ 宮内省関連組織：小野木重勝『明治洋風宮廷建築』相模書房、1983年、pp. 301-314によれば皇居造営事務局・東宮御所御造営局とも実務経験者が中心であり、小沢朝江「明治宮殿造営組織における図工の職務と就業状況」『日本建築学会技術報告集』19巻42号、2013年6月、pp. 757-760によれば皇居造営事務局の「図工」採用時には実技試験があった；文部省営繕：宮本雅明「明治期における文部省営繕組織の構成と沿革 高等教育施設の史的研究（1）」『日本建築学会論文報告集』292号、1980年6月、pp. 119-128によれば官制改正（1907年）以前は技手の過半が実務経験者であった；逓信省営繕：古山精一『明治・大正期の逓信建築の研究—モダニズム期以前の局舎と技術者達—』私家版、2013年5月、pp. 85-86によれば技師・吉井茂則が工手学校卒の若手技手を教育した。

¹⁰ 磯田桂史「明治30年代前半の熊本県庁における営繕体制について」『日本建築学会研究報告九州支部』52号、2013年3月、pp. 533-536

¹¹ 小沢前掲論文（9）

¹² 『建築一班』庶務細則第25条に、雑務科の業務として「新拜命ニ係ルモノハ履歴書及宿所ヲ徴シ」

との記載がある。

¹³ 山崎嗣介「明治末期に建設された千葉県庁舎・県会議事堂の特徴と設計関係者—千葉県文書館所蔵「後藤（健）家文書」を用いた一考察—」『千葉県の文書館』19号、2014年3月、pp. 1-11によれば、矢橋は明治27年（1894）に東京帝国大学工科大学造家学科（現・東京大学工学部建築学科）を卒業し、内務省に入省した。明治29年（1896）に大蔵省に移ってからは妻木と共に大蔵省営繕の中心人物として活躍し、生涯を通じて国会議事堂の建設計画を牽引した。

¹⁴ 堀勇良「妻木頼黄に関する9断章」博物館明治村編『明治村開村25周年記念特別展 明治建築をつくった人々その4 妻木頼黄と臨時建築局—国会議事堂への系譜—』名古屋鉄道、1990年、pp. 68-72。

¹⁵ 沼尻政太郎「葉煙草専売所建築工事」『建築雑誌』148号、1899年4月、pp. 100-101：『建築一班』を簡潔に整理。沼尻が独断で投稿したとは考えにくく、おそらく妻木の指示によるものであろう。

¹⁶ 西山・末廣前掲論文（3）、沼尻前掲誌（15）。

¹⁷ 堀前掲書（14）、pp. 70-72。

¹⁸ 西山・末廣前掲論文（3）

¹⁹ 西山雄大「葉煙草取扱所出張所の図面史料について」『日本建築学会技術報告集』27巻67号、2021年10月、pp. 1506-1511。

²⁰ 前掲誌（9）

²¹ 小野木前掲書（9）、pp. 301-314。

²² 宮本前掲論文（9）：工手学校卒業後に官庁営繕を経て文部省営繕に任用された者もいる。

²³ 古山前掲書（9）、pp. 85-86。

²⁴ NICHE編『工手学校—日本の近代建築を支えた建築家の系譜—工学院大学』工学院大学建築学部同窓会、2012年、pp. 8-15。

²⁵ 工手学校「職員教員更迭」『二十五年記念工手学校一覧』、1913年：教務主理・教員の箇所。

²⁶ 清水慶一「明治20年前後における中等建築教育の研究」『日本建築学会論文報告集』310号、1981年12月、pp. 143-151。

²⁷ 西山・末廣前掲論文（3）

²⁸ 『工手学校一覧』（工手学校、1908年）所収「別科生規程」：工業に従事する者を対象とし、本科の入学要件を満たしていなくても課目を選択して専修できる制度。

²⁹ 『建築雑誌』122号、1897年2月、p.62：「葉煙草」発足直後の1897年2月卒業生の生徒十余名が卒業前に既に就職先が決まっていることを「需要と供給の不平均」と指摘している。

³⁰ 天野あゆみ「明治期における中堅建築技術者の任免と履歴書」『建築史学』78号、2022年3月、pp. 102-118。

³¹ 吉田長吉は日比谷裁判所、大森順介は閑院宮邸、村上藤助は毛利公爵邸（いずれも東京）、大久保慶

二郎は七尾鉄道（石川県）にて建築関連業務担当。

³² 小沢前掲論文（9）によれば、皇居造営事務局では「図工」は製図および設計の一部を担っていた。

³³ 雇のうち経歴から技術者でないと推定される者は記録係と判断し、検討対象から除外した。

³⁴ 自筆履歴書出典：熊本県立図書館所蔵『熊本県公文類纂』所収『官吏進退原議』1-134 291号。

³⁵ 地方官官制改正（1893年）には内務部第二課の担当業務として「土木ニ関スル事項」と「官有地及土地収用ニ関スル事項」が定められている。出典：山中永之佑ら編『近代日本地方自治立法資料集成3 [明治後期編]』弘文堂、1995年、pp. 112-121。

³⁶ 『建築雑誌』122号、1897年2月、p.62：「木工全体は勿論建築学をも教授し居る故へ卒業の上は建築場に奉職し居るもの少なからざる由」との記載がある。

³⁷ 『二十五年記念工手学校一覧』所収の卒業生名簿には、傍聴生の氏名の記載はない。

³⁸ 天野あゆみ「千葉県技手・後藤政二郎と公共建築—中堅建築技術者の教育と役割に関する一考察—」『千葉県の文書館』26号、2021年3月、pp. 1-19。

³⁹ 矢橋が紹介した者も4名存在するが、その月に妻木が紹介した者はいないことから、妻木が多忙のため矢橋が代行したと判断した。

⁴⁰ 西山・末廣前掲論文（3）

⁴¹ 堀前掲書（14）pp. 68-69。

⁴² 堀前掲書（14）pp. 68-69。

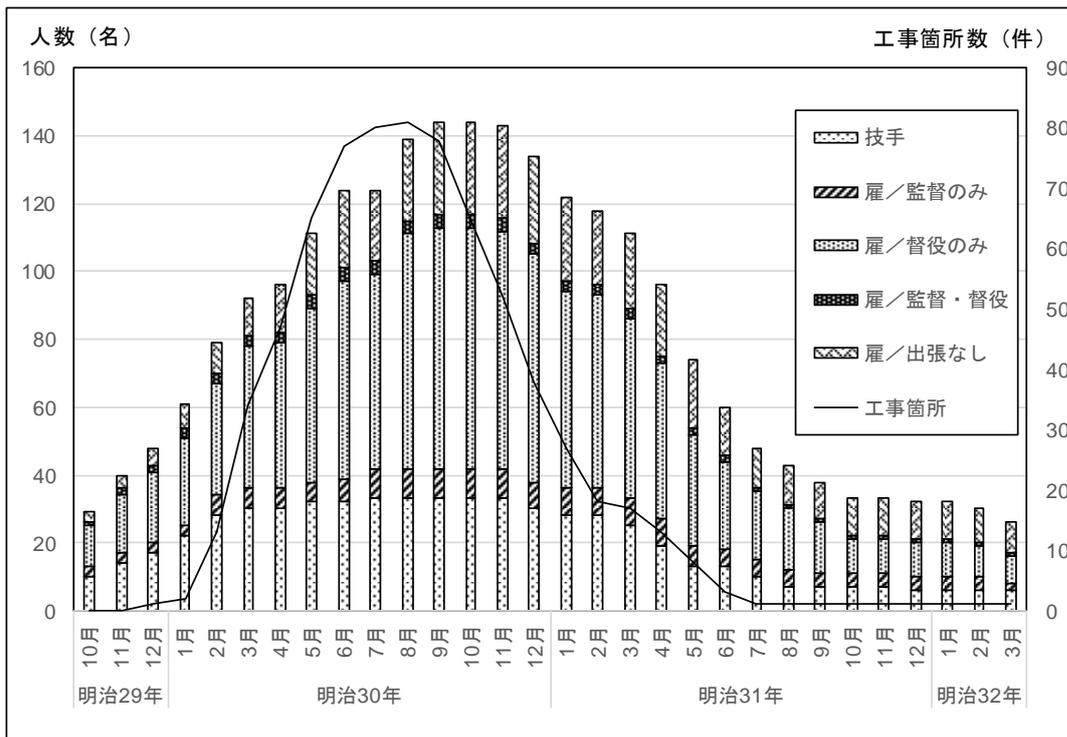
⁴³ 磯田前掲論文（10）、天野前掲論文（38）。

⁴⁴ 磯田桂史『明治期熊本の洋風建築史』九州大学出版会、2022年1月、pp. 85-88。

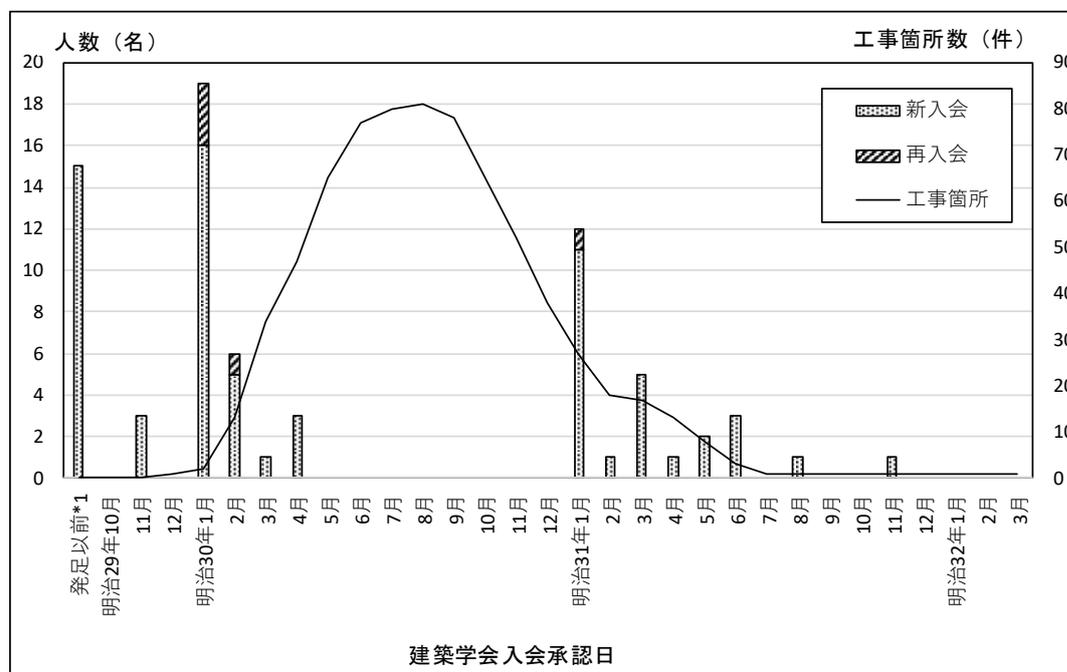
⁴⁵ 磯田前掲論文（10）

⁴⁶ 天野前掲論文（38）

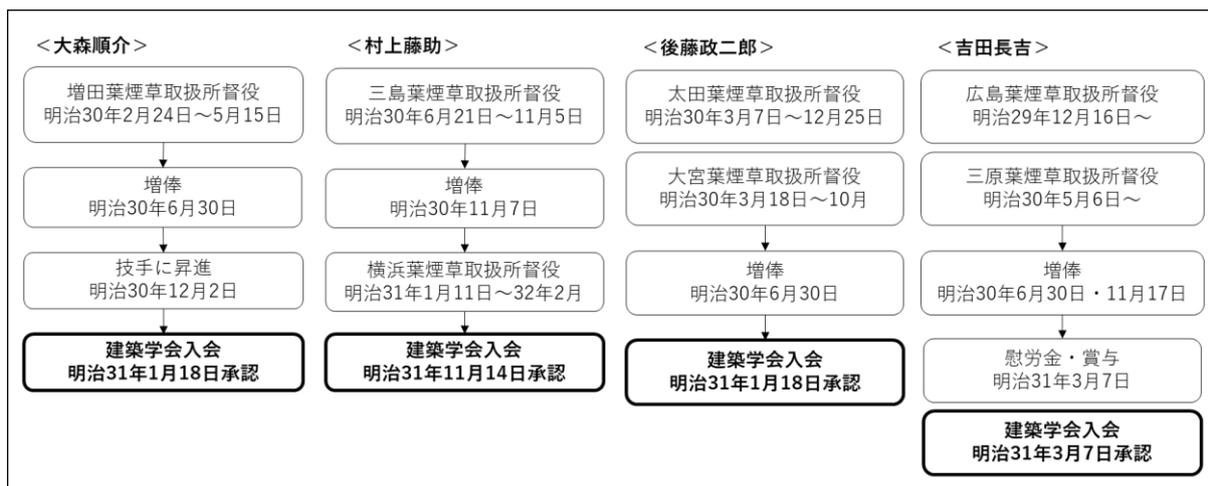
⁴⁷ 本稿では「熊本県吏員」の履歴書を傍証として検討を行ってきたが、彼らは「葉煙草」全体の水準を代表するものではないことに注意が必要である。



(図1) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の中堅建築技術者の人数および工事箇所数の推移(天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』に基づく)
 所属員の任用期間は『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』の「第七編雑事」のうち「部員」の項より算出、担当業務は「各建築工場監督一覧表」「各葉煙草取扱所出張員一覧表」より集計した。工事箇所数は「各葉煙草取扱所建築本工事請負一覧表」に記載の起工月日から竣工月日までを工事期間中と見做して算出した(計85箇所)。



(図2) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の中堅建築技術者の建築学会入会承認日および工事箇所数の推移(天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『建築雑誌』に基づく)
 工事箇所数は『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』の「各葉煙草取扱所建築本工事請負一覧表」に記載の起工月日から竣工月日までを工事期間中と見做して算出した(計85箇所)。建築学会入会承認日は『建築雑誌』の「本会記事」の記載に従った。
 *1: 臨時葉煙草取扱所建築部発足以前



(図3) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の中堅建築技術者で後に熊本県吏員となった者の業績と建築学会入会の関係 (天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『建築雑誌』・熊本県立図書館所蔵『熊本県公文類纂』所収『官吏進退原議』に基づく)

(表1) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の中堅建築技術者の主要職歴 (天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『日本近代建築人名総覧』に基づく)

数値は人数を示す

職位	主要職歴*1								総計
	大蔵省	他官庁	地方営繕	民間営繕	自営	記載なし*2	掲載なし*3		
技手 (含兼務)	1	6	5	1	1	11	8	33	
雇 (含兼務)	1	9	0	3	1	24	85	123	
大蔵省内の他機関所属	2	0	1	0	0	1	2	6	
計	4	15	6	4	2	36	95	162	

*1: 主要職歴は『日本近代建築人名総覧』による。

*2: 当該人物が『日本近代建築人名総覧』に掲載されているが職歴の記載なし。

*3: 当該人物が『日本近代建築人名総覧』に掲載なし。

(表2) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の工手学校建築学科卒業生の経歴 (天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『二十五年記念工手学校一覧』・『建築雑誌』・『日本近代建築人名総覧』に基づく)

氏名	工手学校		臨時葉煙草「葉煙草」在職期間			経歴 (推定)
	卒業年月*1		職位	自	至	
一井九平	明治23年 2月		技手	明治30年2月	明治32年3月	工手学校→東京府→「葉煙草」
丸山常弥	明治23年 2月		技手	明治30年1月	明治31年3月	工手学校→函工自営→「葉煙草」
磯野鉄太郎	明治24年 2月		技手	明治29年12月	明治31年7月	工手学校→実務→「葉煙草」
大久保忠親	明治26年 7月		技手	明治29年10月	明治32年3月	香川県→工手学校 (土木卒→建築) →内務省→「葉煙草」
桑畑梅太郎	明治29年 7月		技手	明治29年10月	明治30年11月	工手学校→「葉煙草」
林喜太郎	明治30年 2月		技手	明治29年11月	明治31年4月	充員召集→工手学校 (在学中) →「葉煙草」
吉井茂三郎	明治28年 2月		雇	明治30年1月	明治31年3月	工手学校→神奈川県監獄署→「葉煙草」
大高精	明治30年 2月		雇	明治29年10月	明治31年4月	工手学校 (土木卒→建築在学中) →「葉煙草」
神保芳松	明治30年 8月		雇	明治30年3月	明治31年6月	工手学校 (在学中) →「葉煙草」
福元政範	明治22年 7月	別科	雇	明治30年5月	明治31年2月	工手学校→明治工業→九州鉄道→「葉煙草」
桜井正経	明治25年 7月	別科	雇	明治30年9月	明治31年9月	清水方 (在職中工手学校別科) →「葉煙草」
佐竹貞次	明治30年 2月	別科	雇	明治29年12月	明治30年2月	工手学校 (在学中) →「葉煙草」
亀田愼四郎	明治30年 8月	別科	雇	明治30年8月	明治32年3月	大蔵省 (在職中工手学校別科) →「葉煙草」
大澤長次郎	明治25年 2月		神戸税関技手	記載なし	記載なし	東京府→工手学校→東京市→兵庫県→税関技手

*1: 別科とは、課目を選択して履修した者を指す。上記4名は全科目を履修した (『二十五年記念工手学校一覧』所収「卒業生名簿」)。

(表3) 工手学校非卒業生の監督としての技手との同行状況(天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『二十五年記念工手学校一覧』・『日本近代建築人名総覧』に基づく)

数値は監督としての出張回数を示す

監督				監督としての同行者					このペアの概要		
氏名	職位	学歴*1	主要前職*1	監督	氏名	職位	学歴*1	主要前職*1	監督	出張	同行目的(推定)
中村安次郎	技手	—	—	14	間室己重治	雇	—	—	26	5	記録係力
岩崎弥太郎	技手	記載なし	臨時台湾電信 建築部	54	花井兵太郎	雇	—	—	14	21	記録係力
田島傳	技手	記載なし	内務省土木局*2	9	藤井平治郎	雇	記載なし	記載なし	9	9	指導(技手→雇)
小野田廣吉	技手	—	—	29	馬場時三	雇	—	—	29	20	記録係力
中村速一	技手	工業教員養成所	記載なし	61	日下部初次郎	雇	—	—	8	8	記録係力
熊澤春次郎	技手	記載なし	日本建築(資)	9	流石寅次郎	技手	記載なし	記載なし	47	46	技手同士の指導力
					野村元道	雇	—	—	9	6	指導(技手→雇)

*1: 『日本近代建築人名総覧』による。「記載なし」は当該人物は掲載されているが経歴の記載がないこと、「—」は当該人物が掲載されていないことを示す。

*2: 自筆履歴書による。熊本県立図書館所蔵『熊本県公文類纂』所収『官吏進退原議』1-134 291号

(表4) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の中堅建築技術者のうち熊本県に履歴書が残る者の担当業務と経歴(天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『熊本県公文類纂』所収『官吏進退原議』に基づく)

氏名	「葉煙草」実績		主要経歴		
	職位	担当業務	主要前職	学習歴	出典*1
大久保慶二郎	技手	監督・督役	裁判所建築工事 設計・監督	大工修業	1-134 326号
田島傳	技手	監督・督役	内務省土木局雇	記載なし	1-134 291号
大森順介	雇→技手	督役のみ	閑院宮邸製図係 兼現場督役	大工修業 →工手学校傍聴生	1-137 263号
後藤政二郎	雇	督役のみ	建築現場監督 (工事請負人依頼)	大工修業	1-134 88号
村上藤助	雇	督役のみ	宮内省内匠寮肝煎大工	大工修業	1-139 183号
吉田長吉	雇	督役のみ	日比谷裁判所建築工事 (模型他)	大工修業	1-137 263号
樽原信次郎	長崎税関 技手	督役のみ	長崎税関建築掛	記載なし	1-134 268号

*1: 熊本県立図書館所蔵『熊本県公文類纂』所収『官吏進退原議』の番号を示す。

(表5) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の中堅建築技術者の明治32年末時点の所属(天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『日本近代建築人名総覧』に基づく)

数値は人数を示す

職位	明治32年末時点の所属*1														総計
	葉煙草・専売	税関 工務部	その他 大蔵省	逓信省	裁判所	東宮御 所御造 営局	臨時陸 軍建築 部	地方 營繕	正金銀 行	日本勤 業銀行	住友銀 業所	教員	記載 なし	掲載 なし	
技手(含兼務)	2	1	1	2	0	0	0	12	1	1	1	1	3	8	33
雇(含兼務)	4	0	2	0	1	1	1	13	2	2	0	0	12	85	123
大蔵省内の 他機関所属	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	6
計	6	1	4	2	1	1	1	28	3	3	1	1	15	95	162

*1: 『日本近代建築人名総覧』による。「記載なし」は当該人物は掲載されているが経歴の記載がないこと、「掲載なし」は当該人物が掲載されていないことを示す。

(表6) 臨時葉煙草取扱所建築部所属の中堅建築技術者のうち明治32年末時点で地方營繕所属であった者の内訳(天野作成、『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』・『日本近代建築人名総覧』に基づく)

数値は人数を示す

	総計	所属府県*1													
		熊本県	埼玉県	静岡県	東京府	石川県	茨城県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	沖縄県	東京市	神戸市	
技手(含兼務)	12	3	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0
雇(含兼務)	13	4	3	2	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大蔵省内の 他機関所属	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	28	9	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

*1: 『日本近代建築人名総覧』による。

A Study on the Employment and Education of Building Engineers in the Provisional Building Department of the Leaf Tobacco Monopoly Bureau

AMANO Ayumi

This study examines how the architect Yorinaka Tsumaki educated building engineers by training them to work in the building section of the Ministry of Finance (MOF) and that, through them, he spread architectural modernization throughout the country by using the case of the Provisional Building Department of the Leaf Tobacco Monopoly Bureau (PBLMB).

During the mid-Meiji period, the government enacted the Leaf Tobacco Monopoly Law for financial reasons, and the PBLMB was established within the MOF, led by Tsumaki, with the objective of rapidly building a large number of facilities nationwide.

The position of building engineer emerged during the modernization of building techniques; it was created to mediate between architects and carpenters. They were either engineering school graduates or trained as carpenters. They belonged to the building sections of the central and local government offices, but the specific details of these positions remain unclear.

Most studies have focused on the employment and education of the personnel employed in the building sections of other government agencies, and this study's author did not find any on the MOF's building section. Furthermore, most studies on local government building sections focused on individual cases and never provided a comprehensive picture.

Therefore, building engineers' employment and education and the national spread of building modernization were examined using the PBLMB case study.

The author confirmed that some PBLMB's building engineers were Kosyu-Gakko engineering school graduates and/or experienced engineers, as was the case in other government agencies. Furthermore, the author found the undiscovered possibility that other members of the Japanese Institute of Architects (JIA, the Architectural Institute of Japan's predecessor) and Tokyo residents were appointed to the PBLMB.

The PBLMB trained those who were neither Kosyu-Gakko graduates nor experienced engineers through on-the-job training, and those with a certain level of skill were introduced to the JIA by Tsumaki. In some cases, the training was intended for teachers at local architectural educational institutions. Many were transferred to the building section of the local government after the PBLMB was shuttered. They may have disseminated the modern architectural techniques acquired through their work at the PBLMB throughout the region.

This study's author has elucidated one aspect of the possibility that Tsumaki educated building engineers through PBLMB work, and through them, he spread architectural modernization to local regions.